

かがわ思いやり駐車場制度 協力施設・事業所登録申出書

年 月 日

香川県健康福祉部保健福祉総務課長 あて

所在地	〒
法人名	
代表者職・氏名	

※個人の場合は、「代表者 職・氏名」欄に個人名を記載してください。 ※押印は不要です。

No.	施設名(支店・店舗名)	施設所在地	駐車台数			案内表示(ステッカー)希望枚数		
			来客者用 (総数)	そのうち協力駐車台数		A2 (縦594mm× 横420mm)	A3 (縦420mm× 横297mm)	パイロン用 (三角コーン用)
				幅350cm以上 車いす 使用者用	幅350cm未満			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

施設の使用用途	
---------	--

担当部署名			
担当者職・氏名		E-mail	
電話番号		F A X	

※裏面の記載要領を参考にしてください。

【記載要領】

- 1 「施設名」欄は、官公署、店舗名など施設の名称を記載してください。県のホームページでは、ここに記載された名称で紹介させていただきます。
なお、第1駐車場、第2駐車場のように同一施設で複数箇所に駐車施設がある場合は、別の欄に記載してください。
- 2 「施設所在地」欄は、施設の住居表示を記載してください。
- 3 「駐車台数」欄の「来客者用(総数)」欄には、当該施設の来客者用の駐車台数総数を記載してください。
「そのうち協力駐車台数」欄には、来客者用駐車台数総数のうち、かがわ思いやり駐車場として協力いただける台数を記載してください。「幅350cm以上」欄には、「車いす使用者用駐車場」を、「350cm未満」欄には、駐車場の幅が350cm未満の駐車場の台数を記載してください。

また、ここでいう「車いす使用者用駐車場」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条に規定されている「車いす使用者用駐車施設」のことを指しています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
(駐車場)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は、主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、350センチメートル以上とすること。

二 次条第1項第3号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(※出入口にできるだけ近いところに設置すること。)

- 4 既に「高齢者用駐車場」や「妊産婦用駐車場」を整備している場合は、かがわ思いやり駐車場(幅350cm未満)としても登録いただきますようお願いいたします。
- 5 「案内表示(ステッカー)希望枚数」の欄は、希望する枚数を記載してください。なお、希望枚数が多数となる場合は、御希望に添えないことがあります。
- 6 「施設の用途」の欄は、官公署、ショッピングセンター、病院、ホテル等、施設の用途を具体的に記載してください。
- 7 今回ご登録いただく内容に変更が生じた場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問合せ先】

香川県健康福祉部保健福祉総務課 地域福祉グループ

TEL:087-832-3280 FAX:087-806-0209

E-mail: hokenhukushi@pref.kagawa.lg.jp